平成17年10月28日 平成20年4月23日改訂

リスク管理検討会について

1 趣 旨

食品安全に関するリスク管理は、国民の健康の保護を最優先の目的とし、食品の安全に関する問題を未然に防止するために実施するものである。また、食品供給行程の各段階において、科学的知見に基づき、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ必要な措置を講じる必要がある。このため、農林水産省では、平成17年8月25日付けで、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順」(以下「SOP」という。)を作成したところである。SOPでは、リスク管理の過程において、リスク評価機関、他のリスク管理機関その他の「関係者」の間で、情報・意見を相互に交換し、必要に応じそれらの情報・意見をリスク管理施策に反映させるためのリスクコミュニケーションを明確に位置付けたところである。

このため、農林水産省がSOPに基づきリスク管理を行う際に、適時適切な「関係者」との意見交換を行う必要があり、消費・安全局長の私的懇談会として「リスク管理検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

2 構成員 (現在のメンバーは別紙)

(1) 常に参加するメンバー

各団体(業界)の立場から、検討会の場で、技術的な知見を含めてリスク管理に 関連する意見を述べることができる者を選定する。

- ① 人数
 - ア) 消費者団体の推薦により、有識者を3名選定する。
 - イ)関係団体の推薦により、生産段階から加工・流通段階に至る事業者の中から5 名選定する。
- ② 任期

常に参加するメンバーは、毎年度選定する。その任期は1年とし、再任可能とする。

③ 選定方法

ア)については、消費者団体、イ)については、生産、加工・流通段階の関係団体から、常に参加するメンバー候補の推薦を受け、決定する。

(2) 案件に応じて参加するメンバー

食品安全に関して、検討会の議題毎に知識・関心を有し、個人の立場で、積極的に発言ができる者を選択できるよう、知識や関心がある分野を明確にした上で、候補者リストを作成する。

- 1) 人数
 - ③の方法により作成したリストから、検討会の議題等を考慮して、適当な参加メンバーを選び、出席を要請する。
- ② 任期 検討会の開催時に、毎回、選定するため、特に任期は設けない。
- ③ 選定方法

ホームページを利用して、募集を行い、具体的なセクター、食品群、ハザード等の分類ごとに、どのような分野に知見・興味があるのか、食品安全の考え方(1,200字程度)、これまでの関連分野における実績などのレポートの提出を求める。提出された資料を基に、評価を行い、適当な候補者のリストを作成し、公表する。

- 3 検討範囲
- (1) SOPに基づき行われるリスク管理の手続のうち、以下の段階において必要に応

じて関係者間で情報・意見を相互に交換する。

- ① 危害要因の優先度リストの作成
 - (サーベイランス・モニタリング計画の検討を含む)
- ② リスク評価方針(リスク評価の過程における科学的な完全性を維持するために、 リスク評価の意志決定ポイントにおいてどういう選択肢を選ぶか及びそれをどう 使うかを判断するための文書化した方針)の検討
- ③ リスク管理措置の検討
- (2) 緊急にリスク管理措置を講じなければならない場合等は、必要に応じて情報・意見を相互に交換する。
- 4 検討結果の取扱い

検討会は原則公開で行うが、リスク管理を的確に実施するために必要となる関連業界の実態及び個別の企業から入手した情報などを検討会において扱う場合は会議を非公開とし、会議資料を非公表とする。

また、検討会で得られた情報・意見をSOPの各段階の取組に反映させるとともに、 手続の透明性を確保するため、論点のわかる詳細な議事概要を作成し公表する。

5 事務局

検討会の庶務は、消費・安全政策課(リスク管理企画班)で行う。

- 6 その他
 - 参加する各メンバーには、規定により旅費、謝金を支払う。
 - 参加するメンバーからは、検討会で得た非公開の情報を他に漏らさないことについての合意を得ることとする。

く参考>

検討会開催及び意見照会の実績(平成20年11月13日現在)

(1) 検討会開催

平成 17 年度

- ·第1回(平成17年10月28日)
- ·第2回(平成18年1月19日)
- •第3回(平成18年3月17日)

平成 18 年度

- ・第1回(平成18年11月20日)
- ·第2回(平成19年2月27日)

平成20年度

- 第1回(平成20年5月13日)
- ·第2回(平成20年11月13日)
- ② 電子メールによる主な意見照会

平成 18 年度

- ・6月(「平成 18 年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニターリング年次計画」(案)について)
- ・8月(平成18年度有害化学物質のサーベイランスの追加案件について)
- 9月(SOPの改定案について)

平成 19 年度

- ・4月(「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき食品の安全性に関する有害微生物のリスト」(案)、「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画」(案)について)
- ・6月(「平成 19 年度食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」(案)について)
- ・平成20年3月(平成20年度有害微生物のサーベイランス計画案について)